

# 熊本県建築物安全安心マネジメント計画

令和2年（2020年）9月

熊本県建築物安全安心推進協議会



## 【目次】

I 計画策定にあたって	
（1）計画策定の趣旨	..... P 3
（2）策定主体	..... P 3
（3）実施主体	..... P 3
（4）計画期間	..... P 3
（5）計画の基本的な性格	..... P 4
II 計画の内容	
（1）対象範囲	..... P 4
（2）計画の公表	..... P 4
（3）達成状況の把握と公表	..... P 4
（4）取り組みの見直しと継続的改善	..... P 4
III 推進すべき施策及び目標	
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	
（1）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	..... P 5
（2）中間検査・完了検査の徹底	..... P 7
（3）工事監理業務の適正化とその徹底	..... P 8
（4）仮使用認定制度の適確な運用	..... P 9
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	
（1）指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	..... P 10
（2）建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	..... P 12
3. 違反建築物対策等の徹底	
（1）違反建築物対策の徹底	..... P 14
（2）違法設置昇降機の安全対策の徹底	..... P 16
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	
（1）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	..... P 17
（2）建築物の耐震診断・改修の促進	..... P 20
（3）建築物に係るアスベスト等の対策の推進	..... P 23
（4）既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用	..... P 25
5. 建築物の性能の向上	
（1）建築物の環境性能の向上	..... P 27
（2）ユニバーサルデザイン（UD）の推進	..... P 29
6. 事故・災害時の対応	
（1）事故対応	..... P 31
（2）災害対応	..... P 32

7. 消費者への対応	.....	P 3 4
8. 執行業務体制の整備		
（1）内部組織の執行体制	.....	P 3 5
（2）関係機関・関係団体との連携による執行体制の確保	.....	P 3 7
（3）データベースの整備・活用	.....	P 3 8

# I 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

これまで熊本県では、特定行政庁及び建築関係団体で構成する熊本県建築物安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）において、国土交通省より示された建築行政マネジメント計画策定指針（平成22年5月17日付け国住指655号別添）及び改訂版建築行政マネジメント計画策定指針（平成27年2月20日付け国住指第4428号別添、以下「指針」という。）を踏まえ、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ「熊本県建築物安全安心マネジメント計画」を策定し、令和元年度まで当該計画に基づく取組みを推進してきたところである。

この間、建築行政の分野においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成30法律第67号）、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しがなされている。

こうした昨今の建築行政を取り巻く環境等を踏まえ、国土交通省からは改訂版建築行政マネジメント計画策定指針（令和2年2月5日付け国住指第3643号、以下「改訂版指針」という。）が示されたところである。改訂版指針は、指針の内容を基本にしつつも、これに新たな制度改正の内容や近年発生した建築物に係る事故等への対応などを反映したものとなっている。

また、熊本県では平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）において、全壊8,642棟、半壊34,393棟、一部損壊155,164棟、計198,199棟の住家被害という甚大な被害<sup>\*</sup>を受けているが、その中には、施工不備を原因としたものも見受けられた。さらには、政府の地震調査研究推進本部は、特に日奈久断層帯の危険性を指摘しており、最大M7.5程度の地震が発生すると想定されている。

以上のことから、引き続き円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められていることを踏まえ、熊本県建築物安全安心推進協議会における特定行政庁が中心となり、新たな「熊本県建築物安全安心マネジメント計画」を定め、当該計画に基づく取組みを推進していくこととする。

※令和2年4月13日熊本県危機管理防災課とりまとめ。

## (2) 策定主体

熊本県建築物安全安心推進協議会

・ 構成団体

【行政】熊本県、熊本市、八代市、天草市

【関係団体】一般財団法人熊本県建築住宅センター、公益社団法人熊本県建築士会、一般社団法人熊本県建築士事務所協会、一般社団法人熊本県建築協会、熊本県建築組合連合会

【関係機関】日本E R I株式会社熊本支店、株式会社熊本建築確認検査機関、株式会社ACS熊本、一般財団法人熊本建築審査センター、一般財団法人熊本建築構造評価センター

## (3) 実施主体

熊本県、熊本市、八代市、天草市

## (4) 計画期間

令和2年(2020年)10月1日から令和6年度(2024年度)まで

## **(5) 計画の基本的な性格**

本計画は、建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に規定された建築物の安全、環境に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

## **II 計画の内容**

### **(1) 対象範囲**

本計画は、建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築物省エネ法及びバリアフリー法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

### **(2) 計画の公表**

本計画は、目標・目標値及びそのための施策を周知し、その達成を確実なものとするために、各特定行政庁等のホームページ等で広く公表するとともに、必要に応じて、説明会等により関係者に周知するものとする。

### **(3) 達成状況等の把握と公表**

本計画の適確な実施状況を把握するため、各施策の進捗状況や目標達成状況について、年度末にとりまとめを行い、検証するとともにそれらの状況を公表する。

### **(4) 取組みの見直しと継続的改善**

社会情勢や目標達成状況を踏まえ、適宜、具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じて本計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図るものとする。

### Ⅲ 推進すべき施策及び目標

#### 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

##### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

##### 【現状・課題】

##### ■建築確認制度について

建築物の法適合性を確保するうえで、計画段階でのチェックが重要であることから、確認申請前の相談・協議を含めた確認審査を適確に運用する必要がある。また、確認審査期間の短縮を目指し、審査職員の能力向上や審査体制の改善に引き続き取り組む必要がある。

##### ■確認審査の迅速かつ適確な建築確認の推進

建築確認を行う特定行政庁は、円滑な経済活動の実施を確保しつつ、迅速かつ適確に審査することが求められており、確認審査期間短縮に係る目標を設定する必要がある。そのためには、審査体制の改善や関係機関との連携、物件毎の進捗管理の実施、審査職員の能力の向上などに取り組む必要がある。

##### ■建築関連法規の改正への対応

建築確認に関する制度については、平成 17 年の既存不適格建築物の増改築に関する取扱の見直し、平成 19 年の構造計算適合性判定制度の導入、平成 20 年の管理・所属建築士の指定講習会の受講義務づけ、平成 21 年（2009 年）の構造・設備一級建築士制度の導入、平成 22 年の建築確認手続きの運用改善、そして平成 26 年の建築基準法改正に伴う構造計算適合性判定制度の見直し、改正建築物省エネ法施行に伴う平成 29 年の大規模な非住宅建築物に対する適合義務化など、年々変化している。引き続きそれら建築確認制度を建築主、建築士、施工者等へ周知し、関係者の理解を深めていく必要がある。

##### ■緊急事態への対応

熊本地震や令和 2 年の新型コロナウイルス感染症拡大など、緊急事態が発生した場合に、リスクを最小限に抑え業務の継続あるいは早期復旧を可能とするための対策が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を契機に、社会が大きく変わろうとする中、申請の郵送対応や相談窓口の予約化など、窓口業務のあり方を検討する必要がある。

##### 【目標】

構造計算適合性判定を要する建築物の確認審査期間（確認申請の受理時点から確認済証交付までの所要期間）35日以内（平均）

※ 確認申請の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値とする。（「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除く。）

【施策】

施策	取組み内容
<p>1) 建築確認審査の迅速化かつ適確な実施のための取り組み</p> <p>①確認審査等に関する指針（平成19年6月20日国土交通省告示第835号）に基づく迅速かつ適確な確認審査の実施</p> <p>②確認審査日数の進捗状況管理</p> <p>③構造計算適合性判定制度への対応</p> <p>④建築基準法改正への対応</p> <p>⑤建築許認可手続きの円滑化</p> <p>⑥建築確認審査に関する苦情の処理</p> <p>⑦審査能力向上のための対策の実施</p> <p>⑧審査・相談ノウハウの共有</p> <p>⑨新型コロナウイルス感染症対応を契機とした受付窓口体制の検討（新規）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用改善マニュアル等による迅速かつ適確な審査の実施、全国で統一された建築基準法の運用</li> <li>・特定行政庁・指定確認検査機関との連携の確保(新規)</li> <li>・データベースによる確認申請物件管理の実施(新規)</li> <li>・構造計算適合性判定を要する建築確認に係る審査日数調査の実施</li> <li>・構造計算適合性判定機関との連携の確保</li> <li>・講習会の開催やチラシの配布による関係者への周知</li> <li>・建築確認制度の周知チラシの作成並びに窓口での配布及びホームページへの掲載を通じた建築主への周知</li> <li>・平成30年の建築基準法改正による同法第43条許可・認定や同法第48条ただし書き許可等の適確な事務処理の実施(新規)</li> <li>・建築確認審査に係る苦情に対する適切な対応の実施</li> <li>・審査職員向け研修会の開催、審査職員の審査関係講習会への参加</li> <li>・建築確認に係る特殊な事例についての特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関間における情報共有</li> <li>・受付及び相談の予約制及び申請の郵送化の推進等(新規)</li> </ul>



## (2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

### 【現状・課題】

#### ■完了検査率の更なる向上

完了検査については、平成10年度時点では、30%程度の検査率だったが、近年は90%を超える水準で推移している。完了検査の100%実施を目指して、今後も完了検査率向上に向けた取組みを実施していく必要がある。

### 【目標】

完了検査申請を行わない物件に対する口頭・文書による督促の100%実施

### 【施策】

施策	取組み内容
1) 中間検査・完了検査の徹底 ①検査の必要性の周知徹底 ②未受検建築物に対する督促等の実施 ③中間・完了検査の適確な実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築確認済証の交付時におけるチラシ配布</li><li>・ 関係機関及び関係団体への周知依頼</li><li>・ 確認済物件の進捗管理</li><li>・ 完了検査未申請物件の建築主又は工事監理者等に対する督促</li><li>・ 中間・完了検査の実績に係る情報の整理及び分析</li><li>・ 指定確認検査機関における完了検査未申請物件に関する特定行政庁への情報提供等の実施</li><li>・ 国の動向や建築現場の実態を踏まえた中間検査対象物件の追加検討（新規）</li></ul>

### （3）工事監理業務の適正化とその徹底

建築施工における適法性確保の観点から、工事監理者が工事着手までに確実に選定され、工事監理が適確に行われるための取組みを行う。

#### 【現状・課題】

##### ■適確な工事監理の徹底

建築士による工事監理が適確に行われていないことにより、建築物の適法性が確保できていない事案や建築主と施工者とのトラブルが依然として見受けられ、建築物の安全安心の確保を図るため、引き続き工事監理の徹底を図る必要がある。

##### ■工事監理の必要性の周知

建築主は、建築物の工事にあたり建築士である工事監理者を定める必要があり、工事監理者はその責において建築工事が設計図書どおりに施工されているかどうか、適正に監理する必要がある。

なお、構造や建築設備の設計者による工事監理も重要である。しかし、工事監理の制度については、未だ認識が不十分な建築主等もあり、今後も引き続き、工事監理制度の周知を図っていく必要がある。

#### 【目標】

工事監理者選定割合 100%

#### 【施策】

施策	取組み内容
1) 工事監理業務の適正化とその徹底 ①工事監理の必要性の周知 ②建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 ③工事監理の事実確認 ④適確な工事監理の実施の徹底（新規）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 確認済証交付時におけるチラシ配布・関係団体への協力依頼</li><li>・ 完了検査申請書第四面の記載の徹底</li><li>・ 違反パトロール、中間・完了検査等を通し、監理体制の実態把握及び指導の実施（新規）</li><li>・ 確認済証交付時の工事監理者未選定の場合における工事監理者届の様式の配布</li><li>・ 工事監理ガイドライン（国土交通省）の周知（新規）</li></ul>

#### (4) 仮使用認定制度の適確な運用

特定行政庁だけでなく、平成27年6月から開始された仮使用認定制度で認定主体となった指定確認検査機関においても仮使用認定制度の運用を適確に行うとともに、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組む。

#### 【現状・課題】

##### ■仮使用認定制度の制定

平成26年の建築基準法改正において、仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること等の一定の安全上・防火上・避難上の基準を定め、建築主事又は指定確認検査機関が当該基準に適合すると認めたときは仮使用できるとされた（平成27年6月1日施行）。このため、従来から仮使用承認制度を運用している特定行政庁だけでなく、新たに仮使用認定で認定主体となった指定確認検査機関も含め、仮使用認定制度が適確に運用されることが必要である。

#### 【目標】

仮使用認定制度の円滑な実施

工事中の建築物の安全確保の徹底

#### 【施策】

施策	取組み内容
1) 仮使用認定制度の円滑な実施 ①指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保 ②安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認められた場合における必要な是正指導の徹底	・特定行政庁と指定確認検査機関の連絡会議の開催 ・特定行政庁、消防機関との連携体制の構築・防災週間等における立入調査の実施

## 2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

### (1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

建築確認及び検査業務で重要な役割を担う指定確認検査機関における公正かつ適確な確認審査、中間検査及び完了検査の実施を確保するため、指定確認検査機関に対する指導・監督を行う。同様に、指定構造計算適合性判定機関においても、公正かつ適確な構造計算適合性判定審査を確保するための指導・監督を行う。

#### 【現状・課題】

##### ■指定確認検査機関が行った建築確認への対応

確認検査機関が行う建築確認の割合は、令和元年度現在で全体の約9割を占めている。これらの物件の適法性が確保されるよう指導を行う審査職員のさらなる知識向上に努め、指定確認検査機関の審査能力の向上、業務の適正化について、適切な指導・助言を行う必要がある。

##### ■構造計算適合性判定

本県内の建築確認申請については、2つの指定構造計算適合性判定機関が判定業務を行っている。

構造計算適合性判定対象建築物の構造の安全性を確保するために、構造計算適合性判定機関は、常に適正な業務を行う必要がある。

##### ■特定行政庁と指定確認検査機関等の連携

建築基準法に関する情報を特定行政庁と指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関で共有を図るため、定期的に情報交換を図る必要がある。

#### 【目標】

県指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する

計画的かつ適確な立入調査、意見交換等の実施

#### 【施策】

施策	取組み内容
1) 各指定機関への指導監督の徹底 ①立入調査の実施 ②建築基準適合判定資格者に対する処分への対応 ③指定機関の処分（県） ④処分を受けた機関等の公表	・ 定期及び疑義事案等発生時における随時の立入調査や意見交換の実施 ・ 疑義事案発生時における国土交通省への適切な情報提供 ・ 「指定確認検査機関の処分の基準」及び「指定構造計算適合性判定機関の処分の基準」の適切な運用 ・ 処分を受けた指定機関についてホームページ等での情報の公表

<p><b>2) 不適合事項の早期発見</b></p> <p>①確認検査報告等に係る報告期限の順守</p>	<p>・ 特定行政庁への建築確認報告書等の報告期限の遵守に係る関係機関への指導、要請</p>
<p><b>3) 特定行政庁と関係機関との連携（新規）</b></p> <p>①改正法、関係法令の運用について情報の共有</p>	<p>・ 特定行政庁・関係機関の意見交換会議の開催</p>

## (2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性を確保するため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

### 【現状・課題】

#### ■建築士の関与の徹底及び小規模建築物における建築基準法の遵守

建築士法上、100㎡を超える建築物等の設計や工事監理は建築士でなければ行うことができない。また、建築確認の要否に関わらず、建築基準法は遵守しなければならないものの、建築確認を要しない、又は確認の特例規模であるような小規模木造建築物において、全国的に不適切な設計事案が報告されている。

また、熊本地震における日本建築学会九州支部の報告書にも、平成12年以降の木造住宅で倒壊した原因として平成12年に明確化された接合部仕様を満たしていなかったことが報告されている。

このようなことを踏まえ、建築士法に基づく建築士の適切な関与の徹底を図り、建築確認が不要な小規模木造建築物等においても、建築基準法をはじめとする関係法令が遵守されるよう、取組みを徹底するとともに、国の動向や建築現場の実態等も踏まえたうえで、必要に応じて中間検査物件の拡充や都市計画区域外の違反对策を行う必要がある。

#### ■建築士の定期講習受講について

建築士事務所に所属する建築士には3年毎に定期講習を受講することが義務付けられているが、未だ徹底されていない。義務化について期限内未受講の建築士に対する指導を徹底する必要がある。

#### ■改正建築士法等の周知

平成27年6月に施行された改正建築士法に基づく書面による契約の義務化（延べ面積300㎡超）、管理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化等について引き続き周知を図ると共に、平成30年の建築士法施行規則の改正による15年保存が義務付けられている図書の対象拡大、令和3年4月には改正建築物省エネ法の施行による省エネ基準への適合義務化対象の拡大や小規模建築物の省エネ性能に係る説明義務制度の創設など、円滑な制度の移行を促すため、これら新たな義務付け規定について、周知の徹底を図る必要がある。

### 【目標】

不適切な業務等を行った建築士事務所に対する

計画的かつ適確な立入調査の実施

### 【施策】

施策	取組み内容
1) 建築士、建築士事務所の業務の適正化の推進（県） ①業務報告の提出の督促 ②確実な定期講習受講の促進	・未提出事務所に対する関係団体と連携した督促の実施

<p>③建築士事務所の立入調査による業務指導</p> <p>④建築士の適切な関与の徹底</p> <p>⑤指定登録機関への指導監督</p> <p><b>2) 不適切な業務を行った建築士及び建築士事務所に対する処分・指導</b></p> <p>①通報・報告に基づく事情聴取、立入調査の実施（県）</p> <p>②一級建築士に対する処分への対応</p> <p>③二級建築士、木造建築士又は建築士事務所に対する処分（県）</p> <p>④処分を受けた建築士等の公表（県）</p> <p><b>3) 建築士法の周知・徹底</b></p> <p>①建築士法改正への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士の受講状況の把握、未受講建築士に対する関係団体と連携した督促の実施</li> <li>・ 未受講者に対する指導、処分の実施（新規）</li> <li>・ 立入調査の実施による状況確認及び指導の実施</li> <li>・ 建築士事務所の関与について、講習会等による周知及び業務指導</li> <li>・ 建築士法に基づく指定登録機関の業務に対する必要な指導監督の実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報等を受けた場合の建築士事務所への立入調査の実施</li> <li>・ 不適切な業務を行った一級建築士についての国土交通省への報告</li> <li>・ 不適切な業務を行った二級建築士等に対する「熊本県二級建築士、木造建築士及び建築士事務所処分要項」に基づく処分の実施</li> <li>・ 処分を受けた二級建築士等の情報の公表</li> <li>・ 建築士及び建築士事務所処分基準の見直し</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士向け講習会の開催</li> <li>・ 窓口でのチラシの配布</li> <li>・ 建築士事務所立入の機会を捉えた周知の実施</li> </ul>
--	--

### 3. 違反建築物対策等の徹底

#### (1) 違反建築物対策の徹底

診療所、認知症高齢者グループホーム、ホテル、未届有料老人ホーム、個室ビデオ店等における各火災事例などを踏まえて、国民の生命、健康及び財産の保護のため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物等の実態を把握するとともに、違反建築物等の対策を計画的かつ強力に推進する。

#### 【現状・課題】

違反建築物は、建築主のみならず、それを利用する多数の者の生命の危険や健康上の被害、さらには周辺的生活環境の悪化等、様々な問題を引き起こすおそれがあることから、これらの違反建築物の発生を未然に防ぐとともに、違反建築物を発見した場合には、被害が拡大しないよう、迅速な対応・改善を図ることが求められている。

これまでも、全国的に建築基準法の各規定に適合していない事例が明るみになったカラオケボックスや個室ビデオ店をはじめ、用途変更の手続きを行ってなかった老人ホームやグループホーム、用途規制に違反して引火性溶剤を用いたドライクリーニング工場を設置した例などがあった。

違反建築物対策においては、既に違反の事実が明らかである、あるいはその疑いがある建築物に対して、必要な指導を適確に行うとともに、工事現場への立入指導や窓口でのパンフレットの配布等による周知といった、違反建築物の発生を未然に防止する取組みを併せて実施していく必要がある。

#### 【目標】

県下全域で実施する違反建築パトロールの計画的かつ適確な実施

#### 【施策】

施策	取組み内容
1) 各違反建築物防止に向けた対策 ①建築確認・完了検査手続き等の周知による違反防止 ②違反建築パトロールの実施 ③他の許認可関係部局との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ホームページに必要情報を掲載</li><li>・ 窓口でのパンフレット配布</li><li>・ 定期的かつ適確な建築パトロールの実施</li><li>・ 違反建築防止週間における相談窓口の設置</li><li>・ 建築関係団体への協力要請</li><li>・ 関係部局との連絡会議の開催及び連携体制の構築</li><li>・ 金融機関との連携体制の構築の検討</li></ul>



## 2) 違反建築物の早期発見・指導等

- ①違反建築物の早期発見
- ②関係機関との連携による立入調査
- ③建築物の使用停止
- ④違反が明らかになった建築物等への対応

- ・違反建築物等への立入検査の実施
- ・通報等に対する適切な対応
- ・関係機関と連携し立入調査の実施
- ・違反建築物に対する使用停止の措置を含めた適切な対応
- ・違反建築物に対する指示・命令・告発等の適切な対応の実施
- ・違反建築物対応マニュアルの見直し

## **(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底**

建築確認等の必要な手続きが行われていないエレベーター及び小荷物専用昇降機（以下「違法設置昇降機」という。）について、労働基準監督署、熊本労働局との連携を図り、違法設置昇降機に係る情報を把握した場合は、所要の措置を講じる等の指導を徹底する。

### **【現状・課題】**

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置昇降機においては、過去多くの重大事故が発生している。

こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する計画的な立入検査等の実施や労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置や関係法令に基づいた手続きを実施させること等により、昇降機の安全対策に係る法令遵守を促進する。

### **【目標】**

**違法設置昇降機の関係法令に基づく安全対策等の徹底**

### **【施策】**

施策	取組み内容
1) 既存の違法設置昇降機の是正及び実態の把握 ①実態調査の着実な実施 ②関係機関との連携	・ 計画的な立入検査等の実施 ・ 労働基準監督署等との連携

## 4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

### (1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期調査報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、建築設備、防火設備、昇降機及び遊戯施設についても同様に安全確保を促進する。

#### 【現状・課題】

##### ■定期報告率について

事故等は、未然に防ぐための方策を第一に考えることが重要であり、その対応策の一つとして定期報告制度が設けられている。全国的には、昇降機や遊戯施設に係る死亡事故や負傷事故、外壁タイル、天井、広告板等の落下事故等も発生している。建築基準法第12条では、民間及び市町村建築物（熊本市、八代市及び天草市を除く）のうち、一定規模以上の特殊建築物等に対し、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が資格者に建築物の状況を定期的に調査させ、特定行政庁に報告する義務が定められている。同様に、建築設備、防火設備、昇降機及び遊戯施設に関する検査をし、報告をする義務が定められている。建築物は3年毎に、建築設備、防火設備及び昇降機等は毎年、検査・調査、報告することにより、建築物等の安全性を確保する制度が「定期報告制度」である。

定期報告の対象となっている建築物のうち、実際に定期報告のあった建築物の割合（以下「定期報告率」という）は、全国と比較しても低い水準となっている。

そのため、対象となる建築物の把握を徹底し、所有者への確実な周知・意識啓発を着実に実施することが必要である。また、未報告者に対しては、確実に提出するよう督促を徹底することが必要である。

##### ■定期報告制度を活用した建築物等の適切な維持保全について

提出された定期報告書の中には、安全上、防火上又は衛生上支障があるものも見受けられる。そのような場合、適切な改善を促すことが重要である。事故の未然防止の観点からも、適切な維持保全の取組みを促進していくことが必要であるが、限られた職員数では十分に対応しているとは言えない状況にある。

#### 【目標】

定期報告未提出対象建築物の所有者等に対する

口頭・文書による督促・指導の100%実施

#### 【施策】

施策	取組み内容
1) 対象建築物等の把握 ①「特殊建築物等総合指導台帳」の提出の徹底	・指定確認検査機関の物件も含めた提出の徹底

<p>②定期報告対象建築物等のデータベース化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定確認検査機関における確認申請等における指定確認検査機関からの台帳提出に係る周知の実施</li> <li>・定期報告対象建築物等のデータベース整備及び更新の実施</li> </ul>
<p>2) 新築・増改築時点における建築主への周知徹底</p>	
<p>①設計者等へのパンフレット配布依頼 ②関係機関を通じた制度の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認済証の交付時におけるチラシ配布</li> <li>・関係機関及び関係事業所組合を通じた所有者等へのパンフレットの配布</li> </ul>
<p>3) 定期報告時期における対象建築物所有者等に対する周知等</p>	
<p>①所有者等への通知 ②所有者等への督促 ③閲覧制度の周知 ④各資格者の技術支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一財) 熊本県建築住宅センターと連携した所有者等への通知</li> <li>・未報告建築物の所有者に対する督促</li> <li>・建築基準法に基づく閲覧制度の周知</li> <li>・建築物調査員、建築設備等検査員に対する講習会の開催</li> </ul>
<p>4) 定期報告内容の適確な審査等</p>	
<p>①定期報告内容の適確な審査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省告示に基づく適確な審査の実施</li> <li>・(一財) 熊本県建築住宅センター等と連携した定期報告率向上に向けた取組みの推進(新規)</li> <li>・(一財) 熊本県建築住宅センター等と連携した適確かつ効率的な審査体制の構築(新規)</li> </ul>
<p>5) 是正が必要な建築物等の改善指導の実施</p>	
<p>①是正が必要な建築物等の改善指導の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書による改善指示の実施、建築基準法12条第5項報告の聴取や同条第6項の立入調査等の適宜実施</li> </ul>
<p>6) 防災査察の計画的な実施</p>	
<p>①防災査察の計画的な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署等<sup>※</sup>と連携した防災査察の計画的な実施</li> </ul>

## 7) 建築基準法改正への対応

### ① 定期報告制度の見直しに係る周知徹底

- ・ 講習会の開催
- ・ 窓口でのパンフレット配布
- ・ 防災週間等の機会を通じた、新たな対象施設への立入調査の実施

※建築物の用途に応じて、消防署の他、警察、労働部局、環境部局及び福祉部局等が挙げられる。

## (2) 建築物の耐震診断・改修の促進

地震防災対策の必要性及び熊本県耐震改修促進計画等を踏まえて、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を推進するとともに、耐震性が不十分な建築物の耐震改修を促進する。

### 【現状・課題】

#### ■建築物の耐震化の必要性

建築物は、生活や社会経済活動を支える重要な基盤であり、建築物の耐震化を図っていくことは、県民の安全・安心の確保に直結する重要な課題である。特に熊本県では、熊本地震において、県民の尊い生命や財産をはじめ県民生活に甚大な被害をもたらしたことから、建築分野における重要課題の一つとして、積極的に取り組んでいかなければならない。

更に熊本地震や平成 30 年 6 月の大阪府北部の地震では、多くのブロック塀が倒壊し、人的被害が起きており、既存の建築物に加えてブロック塀についても安全性を確保する必要がある。

県では、平成 29 年 3 月に「熊本県建築物耐震改修促進計画」を策定し、令和 7 年度までに、耐震性が不十分な住宅及び多数の方が利用する一定規模以上の特定建築物を概ね解消することを目標に、様々な事業に取り組んでいる。

県・熊本市・八代市・天草市は、所管行政庁として、民間建築物の所有者に対する指導・助言等を実施している。

民間建築物や住宅における耐震化に対する支援については、住民への普及啓発策や補助制度の充実など、市町村における具体的な取組みが重要となっている。

#### ■耐震診断・設計の人材育成、質の確保

耐震診断・改修計画等は高度なノウハウが必要であり、中長期的に人材育成・確保を行う必要がある。

耐震診断・改修計画等の質について一定水準を確保するため、第三者評価を行うことが重要である。

#### ■県南地域の耐震化の促進

熊本地震は熊本市、益城町、阿蘇地域といった県央、県北地域で甚大な被害をもたらした。

一方、県南地域においても、政府の地震調査研究推進本部の報告で日奈久断層帯を震源とする大規模地震発生の危険性が特に指摘されている。

今後想定される日奈久断層帯での大規模地震等に備えるため、県南地域の建築物の耐震化を促進する必要がある。

### 【目標】

令和 7 年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消する。

(参考) 平成 27 年度末 県内住宅の耐震化率 79%

県内特定既存不適格建築物の耐震化率 90%

**【施策】**

施策	取組み内容
<p><b>1) 公共建築物の計画的な耐震化の促進 (県)</b></p> <p>①市町村有の特定既存耐震不適格建築物の耐震改修の促進</p> <p><b>2) 民間建築物・住宅の耐震化の促進</b></p> <p>①民間建築物・住宅所有者への個別周知            ②所有者に対する指導等の実施            ③耐震相談窓口の設置            ④講演会・研修会・相談会による普及啓発            ⑤設計者等を通じた情報提供            ⑥市町村による補助制度の創設促進(県)            ⑦地震防災マップの作成の促進による防災意識の向上(県)            ⑧非構造部材の落下物対策・耐震化の重要性に関する普及啓発・指導            ⑨ブロック塀の安全対策の推進            ⑩耐震診断の促進            ⑪耐震化の支援の充実(新規)</p> <p><b>3) その他の取組み</b></p> <p>①耐震改修促進計画の見直しの検討            ②市町村耐震改修促進計画見直しに係る支援(県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村有の特定既存耐震不適格建築物の耐震化に係る市町村への働きかけの実施</li> <li>・防災査察等の機会を通じた普及啓発活動の実施</li> <li>・耐震改修促進法第 15 条等に基づく助言等の積極的な実施</li> <li>・耐震に関する相談窓口の設置</li> <li>・住宅所有者等に対する耐震講演会の開催</li> <li>・職員による出前研修会の随時実施</li> <li>・関係団体等と連携した耐震化に係る検討及び所有者等に対する情報提供の実施</li> <li>・耐震に係る補助制度の創設についての市町村への働きかけ</li> <li>・建築確認申請の機会を捉え、既存ブロック塀の安全点検及び撤去又は改修の指導(新規)</li> <li>・地震防災マップの作成についての市町村への働きかけ</li> <li>・定期点検等の重要性についてのパンフレット等による周知</li> <li>・フォローアップ調査<sup>*</sup>の継続実施</li> <li>・耐震性が不十分と判明した施設所有者等への耐震改修工事等の要請(新規)</li> <li>・パンフレットの配布等による周知</li> <li>・危険ブロック塀の撤去に係る補助制度の創設についての市町村への働きかけ(新規)</li> <li>・耐震化率の目標設定の検討の実施</li> <li>・計画が満了する市町村に対する次期計画策定の支援・要請</li> <li>・建築士向け講習会の開催</li> <li>・窓口でのチラシの配布</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築士事務所立入の機会を通じた周知</li><li>・ 防災週間等の機会を捉えた立入調査及び指導の実施</li></ul>
--	---

※建築物等に係る各種の事故等の発生を受けた国土交通省からの実施通知を受けて、全国の特定行政当等において実施されている、建築物等に対する実態調査のこと。



### (3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、吹付け材を有する建築物に係るデータベースを基に、建築物所有者によるアスベスト含有調査及び改修を促進する。建築物石綿含有建材調査者など専門家によるアスベスト調査の重要性を建物所有者へ周知するとともに、商工観光労働部や環境生活部などアスベスト対策関係部との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。また、快適で健康的な住宅で暮らせるよう、引き続きシックハウス対策の徹底を図る。

#### 【現状・課題】

##### ■大規模建築物の吹付けアスベスト対策の必要性

平成17年度にアスベストによる健康被害が大きな社会問題となって以降、県では、吹付けアスベストの使用の可能性が比較的高いと思われる概ね1,000㎡以上の大規模建築物に関しての対策を進めてきたところであるが、いまだ対策が不十分なものがある。

令和2年3月の調査結果では、県内の調査対象建築物3,095件のうち、164件に吹付けアスベスト等の使用があると報告され、そのうち39件の除去等が未対応となっている。

##### ■中小規模建築物の吹付けアスベスト対策の必要性

1,000㎡未満の中小規模建築物についても、吹付けアスベストが使用されている可能性があり、その対策が求められている。

建築物全体のデータベースを整備し、吹付けアスベストが含有されている可能性のある建築物の特定を行ったところであり、今後、調査分析、除去工事等の対策を進めていく必要がある。

##### ■シックハウス対策の推進

アスベストだけでなく、健康で快適な住環境を確保するためには、引き続きシックハウス対策の徹底を図る必要がある。

#### 【目標】

吹付け材の露出が確認された建築物の所有者に対し、アスベスト含有調査を行うよう文書等での指導を100%実施する

#### 【施策】

施策	取組み内容
1) 大規模建築物の吹付けアスベスト対策 ①対象建築物所有者等への個別指導の実施 ②補助制度の周知・活用の促進 ③市町村による補助制度創設の促進(県)	・ 防災週間等の機会を通じた立入調査の実施及び所有者等への指導 ・ 補助制度に係る関係市町村と連携した所有者等への周知 ・ 各補助制度の創設についての市町村への働きかけ

<p><b>2) 中小規模建築物の吹付けアスベスト対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①所有者等への調査分析の要請</li> <li>②所有者等への除去工事等の要請</li> <li>③補助制度の充実（県）</li> <li>④市町村による補助制度創設の促進（県：再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹付アスベスト使用の可能性のある所有者等へ調査分析の実施を要請</li> <li>・吹付アスベスト使用が判明した所有者等への除去工事等の要請</li> <li>・「熊本県民間建築物アスベスト緊急改修促進事業」の補助対象の見直し</li> <li>・各補助制度の創設についての市町村への働きかけ</li> </ul>
<p><b>3) その他の取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①アスベスト対策関係部局との連携</li> <li>②新築時・リフォーム時におけるシックハウス対策に関する周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部局合同での解体現場への立入調査の実施</li> <li>・講習会やチラシ配布等による周知の実施</li> </ul>

#### (4) 既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用

既存建築ストックを有効活用するために、対応策の検討を図る。  
特に既存不適格建築物について、所有者等が、その危険性に対する認識が十分でなく、改修等が進められていない状況に鑑み、法制度や施策の周知徹底等を行う。

##### 【現状・課題】

###### ■既存不適格建築物への対応

既存不適格建築物は、建築基準法上、規制の対象とはならないが、安全安心の観点から建築基準法の改正が進む中、改修が進められない恐れがあるため、特定行政庁は、現行基準への水準向上の必要性について周知を図り、計画的な改修を促進する必要がある。

###### ■保安上危険な建築物等への対応

保安上危険な建築物等に対しては、必要に応じて建築基準法第9条の4に基づく指導及び助言並びに第10条に基づく勧告等の実施を検討するなどの対策を講じるほか、災害危険区域内の危険住宅については、改修や移転を促すなどの対策を講じる必要がある。

###### ■既存建築ストックの活用

近年、既存建築物の増改築や用途変更など既存建築ストックの活用に関するニーズが高まっているが、それら建築物の増改築等を行う際の確認申請にあたっては、既存不適格建築物であるのか、違反建築物であるのか確かめる必要があるため、その調査に多大な時間や費用を要する可能性があることから、結果として増改築等を断念するケースも見受けられる。

それら既存建築物の活用について、平成26年7月に国土交通省から示された「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の有効活用のための検討を進める必要がある。

##### 【目標】

既存不適格建築物の危険性の周知、改修等の促進

既存建築ストックの利用促進

##### 【施策】

施策	取組み内容
1) 既存不適格建築物の現行基準への向上促進 ① 既存不適格建築物の所有者等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築確認申請や防災査察等の機会を通じた調査の実施</li><li>・ 講習会、パンフレット配布、立入調査等による周知</li><li>・ 相談窓口の設置</li><li>・ 平成30年の建築基準法改正に伴う既存不</li></ul>

<p>2) 保安上危険な建築物等に対する措置</p> <p>①老朽化した建築物所有者等への働きかけ</p> <p>②災害危険区域内の危険住宅の移転等の促進</p> <p>3) 既存建築ストックの活用</p> <p>①既存建築ストックの活用の推進</p>	<p>適格建築物の2以上の工事に分けて用途変更を行う際の全体計画認定制度や一時的に用途変更を行う際の仮設許可制度の周知（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安上危険である建築物等<sup>※</sup>の所有者への除却等の働きかけ</li> <li>・講習会、パンフレット配布、立入調査等による周知</li> <li>・土砂災害防止法の特別警戒区域の建築物等に係る必要な対策及び支援の実施</li> <li>・国の補助制度に係る市町村への周知（県）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン活用に係る指定確認検査機関との連携</li> <li>・優良事例の収集、整理、紹介及び周知</li> </ul>
---	--

※建築物の他にも広告板等の工作物がある。

## 5. 建築物の性能の向上

### (1) 建築物の環境性能の向上

地球温暖化対策が喫緊の課題となる中、産業部門や運輸部門、建築物・住宅を含む業務その他部門及び家庭部門といったそれぞれの部門の温室効果ガスの排出量を削減することが重要となっている。

建築物は、いったん建築されると長期間利用されるものであり、環境性能の低い建築物の環境への影響は長期にわたり継続することから、新築、増改築時点において環境性能の向上を図る取り組みを充実させていくことが重要であり、また、既存建築物についても環境性能の向上を促す取り組みを促進する。

#### 【現状・課題】

低炭素社会への転換があらゆる分野で求められる中、建築分野においても中長期的視点に立った地球温暖化対策としての取り組みを充実させていくことが必要である。

県では、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」を制定し、その中で、建築物の環境性能の向上にかかる自主的な取り組みを促していく「熊本県建築物環境配慮制度」を位置づけ、平成22年10月に施行している。

また、平成29年4月に施行された改正建築物省エネ法により、一定規模以上の非住宅に対して省エネ基準への適合が義務化され、令和3年4月には適合義務化の対象拡大や小規模な建築物及び住宅への説明義務制度の導入が予定されているなど、環境への配慮が喫緊の課題となっている。

300㎡以上の非住宅は省エネ基準への適合が義務化されることもあり省エネ基準を達成していくものの、住宅は引き続き対応していく必要があり、「建築物環境配慮制度」及び「省エネ適判・届出制度」といった制度の適切な運用等を通じ、建築物、住宅の環境性能の向上の取り組みを促進していく必要がある。

#### 【目標】

省エネ届出制度（義務化対象建築物を除く。）における  
省エネルギー基準へ適合する住宅の割合 90%以上

#### 【施策】

施策	取り組み内容
<b>【建築物環境配慮制度】</b> 1) 設計者等への技術支援 ① マニュアル等の作成・充実（県） ② 設計者等への講習会の実施  2) 建築主等の取り組みの評価、メリットの創出（県） ① 優良事例のPR	 ・ マニュアル改訂の検討 ・ 設計者等への技術支援講習会の定期開催    ・ ホームページ等を活用した優良事例の紹介

<p><b>3) 適確な運用体制の構築</b></p> <p>①講習会の実施による職員の審査・支援能力の向上</p> <p>②特定行政庁会議の実施</p> <p><b>【建築物省エネ法に基づく対応】</b></p> <p><b>1) 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出（以下「省エネ届出」という。）の促進</b></p> <p>①確認申請時における届出促進等</p> <p><b>2) 省エネ届出の適正さの確保</b></p> <p>①届出内容の適確な審査と指導</p> <p><b>3) 省エネ基準適合義務化対象の拡大及び小規模建築物に係る建築士から建築主に対する説明義務制度の周知（新規）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築関係者講習会（1）－②）への職員の派遣</li> <li>・ 特定行政庁連絡会議の随時開催</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認申請時における督促の実施</li> <li>・ 関係機関及び関係団体への協力要請</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度改正時における講習会の開催</li> <li>・ 省エネルギー基準未達成の物件に対する指導の実施及び国の省エネ技術講習会の周知</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講習会の開催</li> <li>・ 事務所立入時における周知</li> <li>・ 関係機関及び関係団体への協力要請</li> <li>・ 気候風土適応住宅への対応検討</li> </ul>
--	--

## **(2) ユニバーサルデザイン(UD)の推進**

障がいのある方や高齢者をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進し、安全かつ円滑に利用できるよう、公共建築をはじめ民間建築においてもUDに配慮した建築物を整備する必要がある。

本県においては、平成7年3月に「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(通称やさしいまちづくり条例)」を制定し、平成15年2月には「UD建築ガイドライン」を策定するなど、UDに配慮した建築物の整備を進めてきた。

また、平成18年からは、バリアフリー法に基づき、不特定かつ多数の方や主として高齢者、障がいのある方等が利用される建築物のうち、公共性が高く大規模なもの(特別特定建築物)について、一定水準の整備を行なうことが義務づけられた。

### **【現状・課題】**

#### **(公共建築物)**

不特定かつ多数の方が利用する公共建築物は、誰もが円滑に利用できるような施設整備を行なう必要がある。県有建築物においては、平成3年度より計画的に実施している改修工事だけでなく新築工事においても、UD設計アドバイザー制度の活用等により利用者等の意見を聴取するなどUDに配慮した建築物を整備している。

また、より県民に身近な市町村の建築物においてもUDに配慮した施設整備が求められる。

今後も、UDに配慮した県有建築物の整備を進めるとともに、市町村の建築物においてもUDに配慮した整備が行われるよう助言等の技術的支援を行っていく。

#### **(民間建築物)**

民間建築物については、やさしいまちづくり条例に基づき、一定規模以上の特定建築物の計画に対する事前協議制度を活用し指導、助言を行っている。

また、少子高齢化が進む中、住宅についても、UDの理念に基づき、安全・安心・快適に暮らせる住まいづくりを推進していくことが重要である。

このようなことから、今後も同条例に基づく事前協議において、民間建築物に対する指導助言を行うとともに、UDに配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に補助する市町村を支援する。

#### **(研修会及び広報活動等による普及・啓発)**

UDの推進には、建築主や所有者等の意識を高めることが重要である。また、建築物の設計・施工に携わる建築士等の意識を高めるとともに、知識・技術の向上が重要となる。

今後とも、建築主や建築士等の理解を深めるため、情報発信をしていく必要がある。

### **【目標】**

**やさしいまちづくり条例に基づく事前協議制度において**

**適当と認められた建築物<sup>※</sup>の増加**

※事前協議済通知書を交付した建築物

## 【施策】

施策	取組み内容
<p><b>1) 公共建築物のUDの推進（県）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 県有建築物のUD改修の促進</li><li>② 建築物整備にあたっての利用者参画の機会の取り入れ</li><li>③ 市町村建築物の整備に関する支援</li></ul> <p><b>2) 民間建築物のUDの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 条例に基づく事前協議の適切な実施</li><li>② 補助事業による整備促進（県）</li></ul> <p><b>3) UDに関する研修・広報の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 建築主・建築士等への普及啓発・研修の実施</li><li>② ホームページを活用した多様な情報提供の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県有建築物のUD化の推進のための関係部局及び（一財）熊本県建築住宅センター等との連携の実施</li><li>・ 県有建築物の整備におけるUD設計アドバイザー制度の活用等による利用者参画の積極的な実施</li><li>・ 市町村建築物の整備における技術的支援</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事前協議の適切な実施</li><li>・ 指定確認検査機関の確認審査物件について、事前協議に係る早期の情報提供の要請</li><li>・ 補助制度を活用したUD整備の促進</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業主や建築士等を対象とした研修会の開催</li><li>・ UDに配慮した整備事例等UDの推進に役立つ情報の掲載</li></ul>



## 6. 事故・災害時の対応

### (1) 事故対応

解体工事による足場の崩落事故、昇降機に係る事故が発生していることを鑑み、事故発生における警察等との連携による迅速かつ適確な事故対応を行う。

#### 【現状・課題】

事故発生時には、被害の拡大や類似事故の再発を防ぐ必要があることから、事故直後の応急措置や事故原因の究明等の対応は重要となる。必要に応じて、警察等との連携を行う必要があり、事故等の発生時の対応について、あらかじめ整備しておく必要がある。

また、事故等の情報のうち、重大なものについては、県と熊本市・八代市・天草市の行政庁内での状況報告や、国土交通省への報告が必要となっている。

さらに、建築基準法第15条の2にて立入検査が実施できることから、事故が発生した際の対応を徹底する必要がある。

#### 【目標】

### 事故発生時における現場調査及び対策の実施

#### 【施策】

施策	取組み内容
1) 事故対応の体制の整備 ①「事故等情報の受付窓口」の設置 ②警察、消防等との連携体制の整備 ③事故対応マニュアルの作成 ④事故発生時における迅速かつ適確な対応	・ 事故情報の受付窓口の設置 ・ 窓口に係るホームページ等を通じた周知 ・ 警察、消防等 <sup>*</sup> との連携体制の整備 ・ 県内の事故の状況に応じた対応マニュアルの作成 ・ 必要に応じた工場等への立入検査の実施

※建築物の用途に応じて、消防署の他、警察、労働部局、環境部局及び福祉部局等が挙げられる。

## **(2) 災害対応**

熊本地震の経験を踏まえ、地震等の災害が発生した際に迅速かつ適確な対応を行うための関係団体等との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制整備作りに取り組む。

### **【現状・課題】**

熊本地震においては、平成28年11月時点で17万棟を超える住宅被害が確認される中、同年4月15日から6月4日までの間、延べ6,819人の被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）が参加し、57,570件の被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）を行った。

想定を超える甚大な被害状況下での判定活動であり、被害情報の収集、国等との情報共有、判定士への情報伝達、判定活動拠点施設等の確保、被災市町村における判定体制といった様々な事柄に係る問題点が浮き彫りとなった。

これらの問題点を踏まえ、人材の確保、国等・市町村・その他関係機関等との連絡体制の構築、関係機関等との連携体制の構築、市町村への支援、各種の要綱やマニュアルの見直し等を計画的に進めていく。

#### **■判定士等の確保**

これまで、県では、判定士の確保に努めてきたところであるが（令和元年度末時点の判定士数は1,597人）、引き続き判定士の確保を図るとともに既存の判定士名簿の精査（実働可能な判定士の洗い出し等）及び更新を行うことや判定士だけではなく判定コーディネーター育成のための研修会を開催すること等が必要である。

#### **■連絡体制の構築**

熊本地震では、発災後初期の段階で各市町村における被害の状況把握が難航し、国等との情報共有体制も十分に機能しなかった。

そのため、毎年度実施される全国的な連絡訓練を、より精度の高い内容で実施していくことや、市町村や関係団体等内部における連絡体制構築が図られるよう、必要な支援を行う必要がある。

#### **■市町村等の体制整備**

地震発生時に迅速な対応を行うためには、県だけではなく、判定実施本部となる市町村において、震前からマニュアル策定、連絡体制の構築、資機材の備蓄といった体制整備を図ることが重要である。

一方で、市町村の中には建築関係の技術職員がおらず、体制整備が不十分な団体もあるため、県が研修開催や必要な各種情報提供等を行うことで市町村の体制整備の支援を行う必要がある。

#### **■関係機関等との連携**

熊本県と（一社）熊本県建築協会は「大規模災害時の支援活動に関する協定書」を締結し、大規模災害時の被災地への支援に備えている。この協定の適確な運用が重要である。

また、判定活動の拠点や判定士の宿泊場所となりうる施設の選定、判定士の移動手段的検討及び当該関係施設管理者等との調整を進める必要がある。

【目標：県】

被災建築物応急危険度判定士の判定技術・連絡体制の維持・向上、判定コーディネーターの育成・確保のための研修の実施

【施策】

施策	取組み内容
<p>1) 被災建築物応急危険度判定にかかる体制整備</p> <p>① 応急危険度判定活動に係るマニュアルの整備</p> <p>② 応急危険度判定実施本部の整備（市）</p> <p>③ 応急危険度判定支援本部の整備（県）</p> <p>④ 判定コーディネーターの選定</p> <p>⑤ 判定士への連絡体制の整備</p> <p>⑥ 判定士等の養成、判定技術の維持・向上（県）</p> <p>⑦ 判定資機材の計画的な備蓄</p> <p>⑧ 応急危険度判定活動におけるアスベスト対応への備え</p> <p>2) 大規模災害等の支援活動に関する協定に基づく支援活動</p> <p>① 支援活動の要請及び指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「応急危険度判定マニュアル等」の必要に応じた見直し</li> <li>・ 応急危険度判定連絡訓練の実施</li> <li>・ 災害時における速やかな支援本部の設置</li> <li>・ 判定コーディネーターの選定の実施</li> <li>・ 市町村及び建築関係団体※との連絡体制の整備及び情報共有</li> <li>・ 市町村及び建築関係団体※への体制整備の働きかけ</li> <li>・ 判定養成講習会の開催</li> <li>・ 判定資機材の計画的な備蓄の実施</li> <li>・ アスベスト対応に係る資機材の備蓄の実施</li> <li>・ 判定拠点等の選定等の実施（新規）</li> </ul> <p>・ 大規模災害発生時における（一社）熊本県建築協会と連携した支援活動の実施</p>

※（公社）熊本県建築士会、（一社）熊本県建築士事務所協会及び（一社）熊本県建築協会を示す。

## 7. 消費者への対応

消費者庁の設置をはじめ消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

### 【現状・課題】

県・熊本市・八代市・天草市では、従来から様々な相談対応を行っているが。新築・増改築時点での安全安心の確保や既存建築物の安全安心の確保を図るため、引き続き、様々な相談に対応できる体制の充実を図る必要がある。

また、建築士法で定める法定団体が苦情処理対応を行うことや、消費生活センターや関係機関との連携が求められている。

### 【目標】

**建築物の安全安心に関する情報共有及び情報発信**

### 【施策】

施策	取組み内容
1) 特定行政庁における相談対応 ①適切な相談対応の実施 ②関係機関等情報の整理 ③関係機関等との連携体制の構築 ④宅建担当部署との連携	・ 積極的かつ適確な相談対応 ・ ホームページ、イントラネットへの関係機関等に係る情報の掲載 ・ 発生頻度が高い相談内容についての協議会での情報の共有 ・ 宅建担当部署や宅建協会等と連携した情報提供の実施等
2) 相談機関・苦情対応機関に関するワンストップな情報提供 ①ホームページ等での情報提供（県）	・ 様々な相談や苦情対応機関についてホームページ等へ掲載

## 8. 執行業務体制の整備

### (1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図ることが必要であり、特に、建築主事等の将来の配置状況を見通した執行業務体制の整備を図る。

#### 【現状・課題】

##### ■円滑な業務遂行のための組織体制

限られた財源・人員のもと、建築物の安全安心に関わる多種多様なニーズに対応していくためには、人材の資質の向上を図っていくための施策に取り組んでいくことが重要である。

また、技術・ノウハウといった知識資産の継承を図っていく必要がある。

さらに、頻発する事故への対応や、耐震化、アスベスト対策など既存建築物対策を効率的・効果的に進めていくために、建築物等の基礎的な情報をデータ化することなどが必要となる。

建築物の安全安心の確保には、関係機関・団体の連携が必要不可欠であり、会議等の連携の場の充実が必要となる。

##### ■建築基準適合判定資格者の確保

建築確認業務を安定的に実施するためには、建築基準適合判定資格者の確保が不可欠であり、その受検資格となる一級建築士の合格者を確実に確保することが必要である。

さらに、構造計算についての高度の専門知識を確保するために、構造審査担当者の育成を行っていく必要がある。

##### ■緊急事態への対応（再掲）

熊本地震や令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大など、緊急事態が発生した場合に、リスクを最小限に抑え業務の継続あるいは早期復旧を可能とするための対策が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を契機に、社会が大きく変わろうとする中、申請の郵送対応や相談窓口の予約化など、窓口業務のあり方を検討する必要がある。

#### 【目標】

審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施

#### 【施策】

施策	取組み内容
1) 特定行政庁等における職員等の人材育成の取組み ①審査能力向上のための講習会の企画及び参加 ②設計者向けの説明会・講習会の実施 ③施工現場等での研修会等の開催	・審査担当者の審査関係講習会への参加 ・審査担当者向け研修会の開催 ・法改正等の機会をとらえた講習会等の開催

<p>④広域本部等による建築士等への研修会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得研修会の実施（新規）</li> <li>・職員に対する現場研修の実施</li> <li>・広域本部等による各地域の建築士向け研修会の開催</li> </ul>
<p>2) BCP（業務継続計画）の策定（新規）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先的に実施すべき業務の特定、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等の決定</li> </ul>

## (2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

建築物等の安全性確保のため、関係機関と情報交換を行い連携を図る。

### 【現状・課題】

建築行政に係る問題や課題に有効に対応するため、建築関係機関、関係団体と情報共有や意見交換を行う必要がある。

### 【目標】

関係機関・関係団体との意見交換の実施

### 【施策】

施策	取組み内容
1) 情報共有や共通認識の形成の場の充実、 企画立案機能の強化 ①熊本県建築物安全安心推進協議会の運営 ②特定行政庁会議の開催 ③建築主事会議の開催（県） ④建築審査会の建議機能の活用 ⑤その他の関係団体との連携（新規）	・ 協議会の定期開催 ・ 特定行政庁連絡会議の随時開催 ・ 建築主事会議の開催 ・ 建築審査会の建議機能の活用についての検討 ・ 熊本県建築構造協議会※における情報共有や意見交換（新規）

※特定行政庁、指定確認検査機関、学識者及び関係団体で構成し、構造に関する課題等について協議を行う協議会のこと。

### (3) データベースの整備・活用

適確な建築行政を推進するためには、確認検査をはじめとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であるので、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースを整備する。

#### 【現状・課題】

都道府県及び特定行政庁では、データベースの整備・活用により、適宜、実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

#### 【目標】

**建築確認・検査等に係るデータベースの整備及びその活用**

#### 【施策】

施策	取組み内容
1) IT等の活用によるデータベース化とノウハウの蓄積・共有 ①建築物のデータベースの整備 ②建築物データベースの有効活用 ③確認審査報告の電子化の検討 ④建築士データベースの整備と活用(県) ⑤法令や関連制度のデータベースの活用 ⑥審査・相談ノウハウの共有(再掲)	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物や道路情報のデータベースの整備</li><li>・データベースを活用した災害・事故等発生時における迅速な対応</li><li>・既存建築物の安全対策の推進</li><li>・建築行政データベースを含めた報告書の電子化の検討(新規)</li><li>・データベースを活用した建築士法関係の取組みの推進(業務報告書提出、定期講習受講確認等)</li><li>・建築基準法に基づく各種審査や相談対応等における建築基準法令データベースシステムの活用</li><li>・建築確認に係る特殊な事例についての情報共有</li></ul>